

内より有りて日本記とお違を今初部一同に
職系抄の語を用て桑羽の二函も東山及の
内とを執る心史の上を詳する事お多く
傳れたる五つ函を執とをいふ東山及とある
を東海及とをいふさや又東山及と上中函
とを執とをいふ十又五つ函とある所を八つ函と
作るを職系抄桑羽部等來り所の稱号と
同して且地理もも叶ふ（さややや）と
いふ桑行帝の以ハ出羽函号いふと出
る所之他函ももそれお多あり日本の函

教も上右ハ三百余國ぬに中右六十六ヶ
函は定よりといふ説も傳るハ東海東山及
の函教も後世の定より違ひも有りさや
同系行紀曰五十六年秋八月詔御諸別
王曰汝父彥狹嶋王不得向任所而早薨
故專領東國是以御諸別王兼天皇命且
欲成父業則行治之早得善政時蝦夷騷
動即舉兵而擊焉時蝦夷首師是振邊大
羽振邊遠津岡男色等叩頭而來之頓首
受罪盡獻其地因以免降者而誅不服是